

静岡県告示第231号

静岡県在宅人工呼吸器使用特定疾患患者訪問看護治療研究事業実施要綱（平成10年静岡県告示第650号）は、廃止する。

平成30年3月30日

静岡県知事 川 勝 平 太

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。